

袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例（案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和4年8月22日（月）～令和4年9月21日（水）
 (2) 提出者・意見数 1人・5件
 (3) 意見の分類と市の対応状況

対 応 区 分		件 数
A	意見を反映し、素案を修正したもの	0件
B	意見の趣旨・考え方が既に素案に盛り込まれているもの	3件
C	意見を反映しないで、素案どおりとしたもの	2件
D	その他の意見、素案とは直接関係ないもの、今後の参考とするもの等	0件

2 意見の概要と市の考え方

整理番号	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する市の考え方
1	資料2 7頁	水質検査や地質検査について、条例では定期的な実施し、規則では3か月に一度の実施を定めることですが、より安全に配慮し、条例で毎月の検査の実施と公表を規定してほしいです。	C	屋外保管事業場における水質検査や地質検査については、遅滞なく、その結果を市に報告することを義務付けており、環境基準に適合しない水質の汚濁や土壌の汚染を確認したときは、水質検査や地質検査の回数を増やすなどの指導や命令等を行うことにより、安全に配慮してまいります。 なお、水質検査等の結果については、市民生活の安全や生活環境の保全上の利害関係を有する者が閲覧できる規定を設けています。
2	資料3 19頁	既存屋外保管事業場は、道路より高い盛土された場所にあり、簡易な囲いがされているだけで、豪雨	B	屋外保管事業場における囲いについては、保管基準において、再生資源物が崩落や流出、飛散しないよう措置

整理番号	頁	意見の概要	対応区分	意見に対する市の考え方
		や台風等により崩落・流出・飛散の危険性があります。擁壁や強固な囲いの設置等の崩落・流出・飛散防止策の義務付けや罰則を規定してもらいたい。		を講じなければならないこととしています。 また、これらの違反行為があり、かつ、命令等によっても是正されない場合の罰則規定を設けています。
3	資料3 19頁	既存屋外保管事業場から騒音や煙が発生している。発生理由や有害性について公表することを義務付け、有害の場合の罰則を規定してもらいたい。 (現状) 以前は静かな環境でのびのび生活していたが、煙が幾度となく上がり、大きな音に不安と危険を感じています。騒音や煙に対する規制の実施を速やかに望みます。	B	屋外保管事業場から発生する騒音や煙については、保管基準において、騒音については必要な措置を講ずることとし、煙については規則で定める措置を講ずることとしており、これらの規定において対応してまいります。 また、これらの違反行為があり、かつ、命令等によっても是正されなければ、命令の内容等を公表する規定や罰則規定を設けています。
4	資料3 19頁	既存屋外保管事業場から汚水が排出されています。汚水の中の有害物の土壌への浸透による地下水汚染の防止及び水路への排出規制を義務付け、罰則を規定してもらいたい。 (現状) 井戸水を飲料水として使用しており、近くの屋外保管事業場から流出する汚水の汚染状況が確認できない現状では、人体に影響を及ぼす心配が絶えず尽きません。一刻も早く安全安心に暮らしたいと願っています。また、体に異変を感じても直ぐに訴えることが出来ず、目に見える症状がないと気づきません。気づいた時に手遅れにならないためにも速やかな条例による規制を強く望みます。また、近くには蛍の生息地があり、汚水が生態系に影響を及ぼす可能性があります。	B	屋外保管事業場から排出される汚水については、保管基準において、屋外保管の場所の底面を不浸透性の材料で覆う（コンクリート舗装等）とともに、油分離装置やこれに接続している排水溝その他の設備を設けなければならないこととしています。 また、これらの違反行為があり、かつ、命令等によっても是正されない場合の罰則規定を設けています。
5	資料3 55頁	条例の施行は令和5年4月1日であるが、もっと早く施行してもらいたい。 (現状)	C	条例の公布後、屋外保管事業者や市民等に対して、条例の内容を周知する期間を設ける必要があるため、施行日を令和5年4月1日としています。

整理 番号	頁	意見の概要	対応 区分	意見に対する市の考え方
		<p>既存屋外保管事業場について、騒音、煙、排水等について、市へ連絡しても指導しかできない現状では不安でなりません。早急に周辺住民への事業概要等の周知、勧告、命令、立ち入り検査ができるよう条例の施行を早めてもらいたい。</p>		